

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月26日現在

機関番号：32519

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K12960

研究課題名(和文) アラスカ先住民集落でのソーシャルワーク活動に資する実践人類学的研究

研究課題名(英文) Practical anthropological research to promote social working in the indigenous societies in Alaska

研究代表者

井上 敏昭 (INOUE, TOSHIAKI)

城西国際大学・福祉総合学部・教授

研究者番号：00265521

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：この研究はアラスカ先住民集落社会が有するメンターによる伝統的教育方法を明らかにし、それを応用して若者を支援する制度を作ることを目指したもので、助成期間内に計4回の現地調査を実施し、メンターによる若者教育はこの社会の文化伝承の鍵となっていたこと、狩猟文化で重要な観察が重視されること、現在でも文化伝承の場で応用事例があること、この教育を享受機会が若者の間に格差が生じていることなどを明らかにした。これに基づいて検討作業を行い、学校教育との両立困難、メンター適任者の減少と彼らへの事前教育の必要性といった考慮すべき要素を抽出し、問題を抱えた若者に適切なメンターを紹介する支援制度案を作成した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

この研究で、日米両国でも資料が乏しいアラスカ先住民社会における「実親以外の成人による若者教育」の伝統や現在での活用例に関する民族誌的資料を収集することができた。この成果は、研究論文1本、学会等での研究発表4回で公開した。さらにこの民族誌的知見を人類学と親和性の高い福祉の領域と組み合わせ、現地社会に社会問題の解決法を提案するという実践人類学上のモデルを提示できた。現地の社会資源などの理由で、すぐに実施可能な制度の構築までは至らなかったが、構築を目指す過程で現地社会員と議論を重ねることにより、若者が直面する問題の分析、理解を促すことに成功した。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this research is to learn the tradition of the education by the mentor in the indigenous societies in Alaska, and to build up the framework to help adolescents who face problems with utilize the way of mentoring. The researcher visited one of the Alaska Native's society 4 times. The results from these surveys show, a) teaching adolescents by mentor has been an important way in passing their cultural traditions, b) "observation" is the key factor on mentoring, c) they are using mentoring for passing traditional skills/philosophy, and d) there is an education gap between adolescents in opportunity to have a mentor.

The researcher conducted meeting with the member of this society to build up the support system for youth. We found several factors to consider, and finally constructed the proposal of a match-making system connect with mentor and adolescents.

研究分野：文化人類学

キーワード：実践人類学 先住民社会 伝統的手法 若年者 アラスカ 援助 メンター ソーシャルワーク

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

アラスカの先住民社会は、その立地環境と歴史的経緯の双方によって、現在でも伝統的な生活圏に立地した集落に居住しつつ狩猟採集文化を近代的な生活スタイルと融合した生活文化を形成していて、食料の分配活動など伝統的慣習を維持しているのが特徴である(Inoue 2001)。一方、1960年代以降外部社会との交渉の活発化に伴って、アルコール・薬物依存や児童虐待、自殺、低年齢層の犯罪などが増加し、現在でも大きな問題となっている。

アラスカにおいて、上記のような問題を抱えた若者に対しては、まず国や州、市などの公的機関が、累犯者更生プログラムや地域住民への健康医療プログラムを通じて対処してきた。しかし、先住民の伝統的な生活圏内にある集落は、財政規模が小さく、交通網も整備されていないためサービスが十分に供給されているとは言えないうえ、さらに提供されるサービスの手法も総じて都市型生活向けのフォーマットをそのまま援用したものになっているため、先住民の文化的社会的ニーズに合致しているとは言えなかった。

近年では、先住民各種団体が関与した取り組みも散見されるようになってきた(The Center for Alcohol and Addiction Studies & HCIS 1999)が、その多くは伝統的な精神文化の要素を心理学的アプローチに応用し、個人の内面に働きかけることで問題解決を図ろうとするもので、当事者が現実生活で置かれている社会環境を視野に入れた働きかけは少ない。

アラスカの先住民集落社会では、住民のほぼ全員が顔見知りで、その多くが先住民集団のアイデンティティを共有しており、他の集落や都市社会と地理的にも隔絶している。集落社会内で発生した問題の当事者は、その後もそのような狭い社会で生きていくことになる。そのため、「当事者本人の内面の問題」に限定して働きかける心理学的手法よりも、伝統的な実親以外の成人による若者への指導や相互扶助などの伝統的社会関係を活用したアプローチの方が有効であると考えられる。

このような先住民の社会伝統を支援制度の形にまとめていく際には、「当事者の潜在的支援ニーズを引出し、支援を供給する社会資源につなげる」ことを行うソーシャルワーク、とくに支援対象や支援者を限定せず、コミュニティ全体の社会資源を活用して要支援者に広くアプローチするコミュニティ・ソーシャルワーク(CSW)の営みを母体とするのが有効と考えられた。アメリカはCSWが発達した国のひとつであるが、それらは、主流社会の価値観や都市型の生活形態・社会資源を前提としたものとなっており、先住民の地域集落における状況やニーズとは必ずしも適していない。むしろ伝統的地域コミュニティでの相互扶助文化を活用した実践経験が豊富な日本でのCSWの方法論を母体として、当該社会で根強く継承されている伝統的手法をそこに援用した方が、問題の解決に資する支援方法に近づけると考えられる。

上記のような研究を遂行するには、1994年から継続的に当該社会を訪問し、現地社会成員との信頼関係を構築しつつ、文化人類学的研究を実施してきた実績を有している一方、日本では福祉学部での教育に従事し、日本の福祉現場と日常的に関わっている報告者は、本研究を行うのに適した条件を有していると考えられた。

### 2. 研究の目的

本研究は、アラスカの先住民集落社会が有している実親以外の成人による伝統的な若者への教育(以下「メンター教育」と称する)の方法の詳細を明らかにし、その成果を活用して、問題を抱えた若者の支援ニーズに合致したの支援制度を確立することを最終目的とした。

そのなかで本申請に係る研究は、 : 伝統的なメンター教育での指導法の詳細の調査、 : 当該社会の問題対応にあたる担当者 と協働しての実現可能な支援制度の立案、 を目指した。

### 3. 研究の方法

伝統的なメンター教育における若年者指導および相互扶助慣行の詳細を把握するために、民族誌的方法論に基づいたインタビュー法及び参与観察法を用いた現地調査を行い分析する。

現地社会において、社会問題に関する支援ニーズを把握するため、現地担当者に民族誌的方法論に基づいた半構造化されたインタビュー調査を行う。

伝統的手法を活用した支援方法を実践するにあたって、解決すべき問題について、現地担当者とともに検討し、当該社会の状況・ニーズに合致した支援方法を確立する。

### 4. 研究成果

助成期間内に平成27年8月、平成28年8月、平成29年8月、平成30年8月の計4回の現地調査を実施した。

#### (1) 調査地社会

調査地は、合衆国アラスカ州内陸部、ユーコン川の河畔に位置するフォート・ユーコン(Fort Yukon)である。2017年の人口は550、全人口における18歳以下の比率は31.18%(174人)、エスニシティでは、87%が先住民(American Indian and Alaska Native)と申告している(U.S. Census Bureau 2019)。

調査地周辺地域を伝統的生活圏としてきたのは、北方アサバスカ系の先住民グウィッチン(Gwich'in)である。彼らは第二次世界大戦前後に集落へ定住し、生活の西洋化が進行した。

現在のグイッチンの集落は、合衆国内やカナダ国内の他の地域と同様に電化され、テレビの放送や携帯電話・インターネットのサービスも供給されている。各集落の店舗では食料や日用品が販売されているほか、通信販売の利用も頻繁に行なわれている。移動手段としては自動車やバイク型の4輪バギー、船外機付きボート、スノーモービルが普及している。

その一方、彼らは伝統的生活圏で狩猟、漁撈、採集活動を日常的に行っている。フォート・ユーコンでも、6月にはマスノスケ漁、8月にはクランベリーなどの採集、秋にはヘラジカ猟が行われるほか、他の川魚や小型哺乳類の罨猟も行われている。獲得した獲物は、血縁・地縁などのネットワークを通じて分配されている。

## (2) 当該社会のメンター教育

調査地の先住民社会では、親以外の年長者が特定の若年者に対して特定の領域の訓練を施す教育が伝統的に行われてきた。

以下、このようなグイッチン社会のメンター教育について、報告者が本研究でのインタビュー及び参与観察法調査で収集した情報を分析して得た結論を整理して記述する。

グイッチン社会では、狩猟・漁撈・採集活動などの生業技術や、現地語、ストーリー・テリング、工芸品制作などといった、伝統文化や伝統的生活技術の伝授の領域で、幼いころから実親以外の大人が若者の教育に関わるという伝統が重要な教育法として定着していた。現在でも上記の領域で、実親以外の成人がメンター役となって子どもや若者を教える教育実践が実施されている。個人的に実施されているケースと、先住民組織やボーイスカウト協会などと共同して運営されているケースがある。

そのような場では、技術や知識そのものの伝授より、その背景にある哲学やディシプリンの継承がより重要な目的として認識されている。メンター側だけでなく、年長の生徒にもこの価値観は共有されている。

この地域の狩猟・採集先住民文化で重視される「観察（注意深く見て多くのことを学ぶこと）」や「傾聴（注意深く耳を傾けること）」がメンター教育の場でもメンターと生徒いずれの立場でも重要視される。生徒側には注意深くメンターの話や行動を聞き、行動を観察して学び取ることが要求されるが、メンターには生徒を注意深く適性や潜在的能力を見定めることが求められる。すべての生徒に同じ教育機会を平等に与える学校での初等教育とは異なる特性を持った教育形態であるといえる。

その一方で、メンターは生徒の自主性やモチベーションを尊重する傾向がある。生徒にプロセスを厳密になぞらせることや、強制的な指示を行うこと、盲目的な服従を要求することなどは、メンター教育の場から排除される傾向がある。

一方、生徒の適性を判断してどの大人に引き合わせるかについては、親など周囲の大人が関与することが多い。

非行を犯した若者の更生や悩みを抱える学校生徒へのカウンセリングの場でも、上記のメンター教育の特徴を有した教育実践が行われている。それは上記の、哲学・価値観・規範の伝授の重視という特徴と矛盾しない。ただし今回の調査で収集された実践事例は、全てメンター役となる大人の個人的な実践として実施されており、公的な支援制度として確立されたものはない。

現代社会でのメンター教育の実践では、学校教育との両立が課題となる。その点で過去のマスノスケ漁で用いられていたフィッシュキャンプが格好の教育機会として活用されている。フィッシュキャンプは、学校の夏季休業期間内に開催できること、マスノスケ漁が性的禁忌を伴わず性差別を禁じる学校教育の理念と矛盾しないことなどにより、学校教育との両立が図りやすい。一方、伝統的に男子のメンター教育の場として重要であったヘラジカ猟は、狩猟規則で定められる猟期が授業期間開始後であることなどにより、学齢期の若者が参加できなくなっている。

## (3) 支援方法の検討

以上の調査結果を踏まえ、現地の若年者支援担当者や司法関係者と、このような伝統的なメンター教育を、問題を抱える若者の支援に応用する制度の構築について検討した。検討結果は以下の通りである。

現在でもメンター教育は、フォート・ユーコン社会で実践されているが、そのような教育を享受できる若者とそうでない者が存在する。問題を抱える若者の多くは、メンターとつながる機会を得られなかった者である可能性がある。この教育機会の格差を埋めるような制度の構築が必要である。

学校教育との両立を図るため、学校側の理解・協力を取り付けることが必要である。

以前よりもメンター適任者が減少している。1960～70年代の急激な文化変化の時代に若者であった世代がすでに高齢者となっており、なかには、自分自身が伝統教育を受けられていない人や生活習慣上の問題を抱えている人もいる。加えて、伝統的な技術や哲学に長けた高齢者も、あまり社交的ではないなどの理由で、メンター教育に消極的な人がある。女性に比べて男性のロールモデルが不足している。

問題を抱える若者は、本人自身が虐待・ネグレクトなどの被害者である確率が通常の若者よりも高い。そのような若者に接する場合は、恐怖感を与えないような接し方ができるよ

う、メンター側にもメンタルヘルスなどのトレーニングを提供すべきである。とくに当該社会の高齢男性に特徴的な、表情が乏しいまま大声で発言するコミュニケーションスタイルは、生徒の精神に悪影響を及ぼす可能性があるので事前のトレーニングが必要である。アラスカ州司法局少年課では、フェアバンクスにおいて保護観察中の少年に対し、メンターを斡旋するプログラムを試みたことがあったが、5年間のプログラム実施期間中、マッチングに成功したのは2~3件だった。うまく行かなかった理由としては、フェアバンクスという大都市で行ったため、先住民集落のような地理的に狭い範囲に集中する地域の社会関係を活用できなかったこと、都市部ではメンター役を引き受ける人を捜すのが困難だったこと、メンター、生徒双方に約束を守らない傾向が見られたこと、家族の理解協力を得られなかったことが挙げられる。この教訓からは、プログラムを都市部ではなく社会関係が緊密でなおかつメンター候補が比較的に見つけやすい先住民集落で実施すること、家族の理解、協力が得られる関係性を実施者が構築すること、メンターと生徒が継続的に会いやすい形式を作ることが必要である。

とくに高齢者にとっては、メンターになることで社会内での役割を再獲得するとともに、孤立状態から脱して社会参加を実現し、社会関係資本 (social capital) を発展させることができる。

#### (4) 支援制度案

以上の検討結果を踏まえ、以下のような支援制度案を作成した。

##### 制度案の概要と目的

非行などの問題を抱えた若者の社会再適応、社会復帰を支援するため、先住民社会において伝統的なメンター教育を彼らに適切に提供できるような制度の構築を図る。

問題を抱えた若者は、メンター教育を通じて 伝統的な技術・能力を獲得することで、地域社会内での役割や「立ち位置」を獲得できるだけでなく、伝統的な価値観、世界観、哲学、規律を学ぶことで、他者と関係を構築・維持する能力や問題への対処力、レジリエンス力を獲得することができることが期待される。

##### 制度案の内容

問題を抱えた若者が、その潜在的支援ニーズに合致したメンターに出会えるように、「仲人 (matchmaking)」システムを整備する。

##### 制度の詳細

- ・ 支援制度の対象は、飲酒・喫煙や万引き、器物損壊などの軽犯罪を犯した未成年とする。メンターや関係者の安全が確保できないので、殺人、強盗、武器を用いた攻撃、重大な傷害、組織的な薬物取引への関与などの重大犯罪にかかわった者は対象から除外する。
- ・ この制度を合法化するため、先住民政府裁判所及びアラスカ州司法局が対象者の選抜に関与する。また制度が正規の保護観察プログラムと干渉しないように調整する。
- ・ 適切なメンターを選び、対象者へとつなげる「仲人」として働くコーディネーターを置く。コーディネーターは、州司法局の保護観察官と協働して対象者に対するカウンセリング・相談援助を行い、対象者が抱える社会環境上の問題を精査しつつ、対象者の潜在的な教育ニーズや適性を把握し、それに適したメンターを選抜する。そのため、コーディネーターはソーシャルワーカーとしての訓練を受けていることが望ましい。
- ・ 一方、コーディネーターは地元の社会関係や政治構造についても把握し、集落内の人的資源にアクセスできる関係性を構築できていることが望ましい。
- ・ コーディネーターは集落を管轄する先住民政府裁判所の所属とし、ボランティアではなく、有給の職員として採用する。このことによりコーディネーターの社会的地位・権限を確立するとともに経済的な生活の安定性が図れる。
- ・ 制度運用のための資金としては、先住民政府がアラスカ州に申請できる若年者支援のための補助金制度などを利用する。企業からの寄付金も募集することを検討する。
- ・ 制度の円滑な運用のためには、地域を管轄する先住民組織や学校区などとも連携する。
- ・ メンターへの支援提供など制度運営においてソーシャルワークの手法を活用する。

##### 制度運用のプロセス

- ・ コーディネーターはメンター候補者を選定し、先住民政府裁判所や州司法局保護観察官の承認のもと、候補者を勧誘する。
- ・ 候補者に、メンター養成トレーニングを施す。このトレーニングには基礎的なメンタルヘルスや発達心理学の知識の学習、虐待被害者への対応法・コミュニケーション法の基礎能力の獲得、法的な禁止事項の確認などを主題とする。
- ・ トレーニングが終了した候補者を登録者名簿に掲載する。
- ・ 先住民政府裁判所判事あるいは州保護観察官は、21歳以下の軽犯罪での検挙者のなかから支援対象者を選び、出身集落あるいは最も適切なメンターが在住する集落へ送り返す。
- ・ コーディネーターは対象者と面会してカウンセリング・相談援助を行い、対象者が抱える社会環境上の問題を精査しつつ、対象者の潜在的な教育ニーズや適性を把握する。
- ・ 面会結果を踏まえて、コーディネーターは候補者名簿からメンター候補者を選抜し、受け入れ可能か確認する。

- ・コーディネーターは候補者をメンターに引き合わせる。この際、コーディネーターはメンター教育の大まかなプランを作成し、メンター、対象者双方の合意を得る。このプランを判事あるいは保護観察官に提示し、了承を得る。
- ・メンターは教育を開始する。メンターへは必要経費のみを支給することとし、給料は支払わない。
- ・メンター教育の主題選定は、対象者の主体的な意思決定を尊重する。それが期待できない場合は、「毎日下校後メンター宅を訪問し決まった作業を行う」などの初期プランを提示する。「誰かの役に立つ」という感覚を得るだけでも、状況が好転することがある。
- ・コーディネーターは対象者・メンターと定期的に面会し、適宜アドバイス、支援を提供する。
- ・メンターが集まる機会を、伝統的な方法に則った形で定期的に提供する。これによりメンターは問題点把握・共有化、新たな知識や解決のヒントの獲得、メンター同士の精神的つながりの醸成や相互支援などが期待できる。
- ・対象者が再び犯罪に関与するなどした場合は、制度の適用を中止する。その場合、メンターやコーディネーターは重大な過失がない限り法的な責任を負わないこととする。

本助成期間中に、以上の案を現地社会に提示することができた。

#### (5) 今後の展開

本研究は最終的に、若者支援制度の試験的運用および検証までを目指すものであるが、本助成期間内では、制度案の作成及び現地社会への提案までを完了することができた。今後の研究課題としては、

現地担当者からの意見に基づいて制度の原案を修正し、

制度を試験的に運用してその効果を検証し、

最終的な制度案を完成し、アラスカ及び他国の先住民社会など類似社会が活用できるように公開する、

ことが課題として残されている。報告者は、2019年度、2020年度においては、本務校での職務の関係により研究へのエフォートを割けない状況にあることから、2019年度からの研究助成の申請は行っていないが、状況が整い次第、継続研究に着手する予定である。

#### 引用文献

Inoue, Toshiaki

2001 "Hunting as a symbol of cultural tradition: the cultural meaning of subsistence activities in Gwich' in Athabascan society of northern Alaska." National Museum of Ethnology, Japan, Osaka.

The Center for Alcohol and Addiction Studies & HCIS

1999 "Alaska Natives Combating Substance Abuse and Related Violence Through Self-Healing. University of Alaska, Anchorage.

United States Census Bureau

2019 "American Community Survey, Community Facts, Fort Yukon, Alaska" [https://factfinder.census.gov/faces/tableservices/jsf/pages/productview.xhtml?\\_afsc=Cf](https://factfinder.census.gov/faces/tableservices/jsf/pages/productview.xhtml?_afsc=Cf) (Reviewed June 20th, 2019).

#### 5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計1件)

井上 敏昭

2018 「内陸アラスカ先住民集落社会における子どもたちへのメンターによる教育」『城西国際大学紀要』第26巻第3号 pp75~89(査読なし)城西国際大学 東金

[学会発表](計4件)

INOUE, Toshiaki

2019 'Activities to build a broader sense of community by Indigenous Societies along the Yukon River.' In International Workshop "Rethinking Arctic community building in the Anthropocene." Co-sponsored by Center for Ainu & Indigenous Studies, Hokkaido University "Subsistence & Food Cultures" Project, "Community-based adaptation research in the Circumpolar North" (J-Arc Net Workshop Grant) and "Exploring Japanese contributions for alleviation of climate change-driven issues in the North American Arctic" (J-Arc Net Research Project).

井上 敏昭

2018 『アラスカ・グイッチン社会における研究の概要』平成30年度北極域研究 共同推進拠点・共同研究「北極域における人新世の生業システム」および「先住民主体の気候変動適応に資する地域研究ワークショップ」の開催による合同研究会集「北極域の生業と気候変動」

井上 敏昭

2018 『アラスカ先住民社会におけるメンター教育』日本文化人類学会第52回研究大会

INOUE, Toshiaki

2015 'Activities to (re)acquire Sovereign Rights of Salmon Resource Management by Indigenous Societies along the Yukon River.' In "Eleventh Conference of Hunter and Gatherer Societies."

〔図書〕(計1件)

岸上伸啓、井上敏昭 他

2016 『贈与論再考 人間はなぜ他者に与えるのか』臨川書店、第3章「アラスカ先住民社会における伝統食分配とポトラッチの社会的意義」pp92～117を担当。総ページ数325。

## 6. 研究組織

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名: 研究協力者については、氏名の公表の同意が得られていないので匿名とする。

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。